

## 開業・経営承継支援資金 (承継無保証人型)

融資対象となる方	<p>◆府内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者等で次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する者</p> <p>①京都信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に経営承継を予定し、経営承継計画を有する者 or ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに経営承継を実施した者であつて、経営承継日から3年を経過していない者 +</p> <p>③次のアからオまでに定める全ての要件を満たす者</p> <p>ア 資産超過であること イ EBITDA 有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと オ 事業承継時判断材料チェックシート（※ 裏面参照）に掲げる確認項目について経営者保証コーディネーターの判断のもと充足していること</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆上記①に該当する者は、保証人（個人に限る）を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金 上記②に該当する者は、経営承継前における保証人（個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金</p> <p>◆10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞</p>
融資利率	◆年1.2%（固定金利）
融資限度額	◆2億8,000万円 ※ただし、保証協会の事業承継特別保証利用可能額の範囲内
担保・保証人・ 信用保証料率	<p>◆保証協会の保証が必要 ◆連帯保証人は不要とし、必要に応じ担保を要する ◆府、市、協会による保証料補助により0%～0.95%で御利用いただけます</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p style="text-align: center;">（ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 ）</p>
実施期間	◆令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## ※ 事業承継時判断材料チェックシートについて

- 中小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）第 20 条第 2 項に規定する経済産業省の委託またはその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する経営者保証コーディネーターが、事業の承継に係る計画及び財務内容、その他経営の状況の確認をもとに作成。

### <融資手続きの流れ>

